

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分）

---

◎議案第33号、第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第2、議案第33号 平成29年度松崎町水道事業会計収入支出決算の認定について、日程第3、議案第34号 平成29年度松崎町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第33号 平成29年度松崎町水道事業会計収入支出決算の認定について、及び議案第34号 平成29年度松崎町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

詳細は担当課長から一括説明いたします。

（生活環境課長 鈴木 悟君 説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（福本栄一郎君） 21ページの受贈財産評価額9万8020円、これを教えてくださいませんか。どこの・・・。

○生活環境課長（鈴木 悟君） こちらにつきましては、長期前受金の戻入に伴うものでございまして、量水器それから水位計、そして薬のポンプ等、攪拌機とか、そのような形で多岐に渡っているものでございます。

○6番（福本栄一郎君） わかりました。

この間、工事視察に行きましたけれども、水道橋・・・、温泉も同じですけれども、橋梁の架け替えによって一般会計でもってくれたんですよね。仮設工事それから本設・・・、当然その部分が新しくなっているわけです。その辺の受贈財産の扱い・・・、いわゆる貸借対照表に表れてくる金額というのは出てこないんですか。

これは28年度工事が終わっているわけですよね。一般会計の方の水道橋の架け替え、移設に伴う工事・・・、これは温泉も同様ですけれども、その辺の受贈財産・・・、その部分が新しくなったわけですね。その辺はどうなっているのでしょうか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 今のお話の水道橋の水道、温泉管の工事につきましては、一

般会計の方でみていただいております、それにつきましては、現在ちょっとこちらの方には載っておりませんが、現在内部で検討しております、検討の結果必要であれば補正予算等で対応するような考えであります。

○6番（福本栄一郎君） ちょっと聞き取れなかったですけども、要するに、その部分が新しくなってくるから資産が増えるわけですよね。距離は短いですけども。補償工事といえば補償工事ですけども、その部分が・・・、その辺の受贈財産・・・、一般会計から特別会計の水道会計に貰い受けたいわゆる評価額が当然上がってくると思うんです。その辺の扱いはどうなっているんですか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 現時点におきましては、一般会計の方から移管を受けておりませんので、移管を受けましたら補正予算等の中で対応する形で考えています。

○6番（福本栄一郎君） それはわかりました。

それで、これは16ページの中で、業務量の中で、供給単価が153.2円、給水原価が137.6円、いわゆる儲けというのは1㎡あたり16円、だんだん施設が老朽化してきた、使用量も少なくなってきました。

このあいだの全員協議会でアセットマネジメントということで報告を受けたんですけども、水道料金の値上げ、その辺は・・・、将来的な見込み・・・、だんだん高齢化、私は一般質問で言いましたけれども、2人の内1人が65歳以上、高齢者世帯が3軒の内2軒。

だんだん使用量が少なくなってくる。当然水が少なくなる。だから売上が少なくなる。だけど、これだけの安定した給水をするために施設を維持管理しなければならない。そのために当然・・・、施設も毎年劣化してきます。設備の更新事業あるいは本管が破裂すればまた直さなきゃならない。その辺については、いつか料金の値上げ・・・、この辺はどうですか。

これは担当課長はいいです。町長の考え方をお願いします。その辺の将来を見越したビジョンです。

○町長（長嶋精一君） いま具体的に検討しているわけではございませんが、例えば、熱海市だとか、ほかの市町では料金を上げているという話も聞いております。

まだ私どもの町は具体的には検討しておりませんが、そういう時になりましたら、皆さんにもご協議申し上げたいと思います。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、この辺で質疑を終結したいと思います。

すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより議案第33号 平成29年度松崎町水道事業会計収入支出決算の認定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第33号 平成29年度松崎町水道事業会計収入支出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第34号 平成29年度松崎町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第34号 平成29年度松崎町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---